

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する  
法律案要綱

一 外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。(第十五条の二関係)

二 在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改める。(別表第一及び別表第二関係)

三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。(別表第二関係)